令和6年稲敷市農業委員会第3回総会

〔3月11日〕

日程	1	議事録署名委員の指名について
H 1±		

- 日程 2 報告第1号 農地法第3条(届出―中間管理機構・円滑化団体の取得)
- 日程 3 報告第2号 農地法第3条の3 (相続等による権利移動)
- 日程 4 報告第3号 農地法第18条(通知)
- 日程 5 議案第1号 農地法第3条(委員会)
- 日程 6 議案第2号 農地法第4条(知事)
- 日程 7 議案第3号 農地法第5条(知事)
- 日程 8 議案第4号 現況証明(農委処分)
- 日程 9 議案第5号 基盤強化法第19条 (農用地利用集積計画の公告)
- 日程10 議案第6号 農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】
- 日程11 議案第7号 【機構転貸(中間管理権:基盤法)】農地中間管理事業法第18条7項 (農用地利用配分計画の公告)

本日の会議に付した事件

日程 1 議事録署名委員の指名について

日程 2 報告第1号

日程 3 報告第2号

日程 4 報告第3号

日程 5 議案第1号

日程 6 議案第2号

日程 7 議案第3号

日程 8 議案第4号

日程 9 議案第5号

日程10 議案第6号

日程11 議案第7号

出席委員

1番	丰	<u>-</u>	田		武	君	11番	墳	本	典	勇	君
2番	移	ž	崎	文	夫	君	12番	遠	藤	_	行	君
3番	黒	1	澤	克	巳	君	13番	足	立	久美	長子	君
4番	Ц	1	П	幸	_	君	14番	内	田	和	新	君
5番	疗	<	野		修	君	15番	Щ	口	和	彦	君
6番	住	Ţ	本	信	夫	君	16番	衐	塚	治	正	君

 7番
 篠崎惣壽君
 17番
 坂本富男君

 9番
 坂本和夫君
 18番
 川島 昇君

 10番
 村山文雄君
 19番
 根本 脩君

欠 席 委 員

8番 村松清美君

出席説明員

 農業委員会事務局長
 中島臣哉君

 農業委員会事務局係長
 宮本祐司君

 農業委員会事務局主査
 平沢心平君

午後2時開会

〇農業委員会事務局長(中島臣哉君) 令和6年3月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長(根本 脩君) それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は18名です。欠席委員は、8番村松清美委員の1名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行ってくださいました推進委員さん15名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。なお、本日の総会には傍聴人の方が入室されております。傍聴人の方は、静粛な傍聴にご協力お願いします。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長(根本 脩君) それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。 お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(根本 脩君) 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は1番吉田武委員、 6番篠崎文夫委員の両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条 (届出―中間管理機構・円滑化団体の取得)

○議長(根本 脩君) それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条(届出—中間管理機構・円滑化団体の取得)」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長(中島臣哉君)

報告第1号「農地法第3条(届出―中間管理機構・円滑化団体の取得)」について報告いたします。 議案書1ページをお開き願います。

農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届け出1件でございます。申請番号1番 椎塚字中郷 田3筆2,943㎡になります。農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく農地売買 事業により、茨城県農林振興公社へ売買したものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長(根本 脩君) これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第3条の3 (相続等による権利移動)

○議長(根本 脩君) 続きまして、報告第2号「農地法第3条の3(相続等による権利移動)」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長(中島臣哉君)

報告第2号「農地法第3条の3(相続等による権利移動)」について報告いたします。

議案書2ページから8ページまでの6件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしております。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長(根本 脩君) これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくお願いいたします。

日程4 報告第3号 農地法第18条 (通知)

○議長(根本 脩君) 続きまして、報告第3号「農地法第18条(通知)」を議題といたします。事 務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長(中島臣哉君)

報告第3号「農地法第18条(通知)」について報告いたします。

議案書9ページから21ページまでの17件でございます。農地法第18条第6項の規定による、賃貸借の解約の通知があったものになります。申請番号1番から8番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。申請番号9番から17番につきましては、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長(根本 脩君) これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくお願いいたします。

日程5 議案第1号 農地法第3条(委員会)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第1号 農地法第3条(委員会)を議題といたします。なお、申請番号15番につきましては、関連する案件がありますので、議案第3号で一括して審議いたします。申請番号1番から14番について、事務局の説明をお願いします。

平沢主査。

○農業委員会事務局主査(平沢心平君) 22ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条(委員会)」

申請番号1番から14番でございます。売買による所有権移転件9件、贈与による所有権移転4件、 賃借権の設定1件でございます。

申請番号1番 寺内字外寺内、田2筆、641㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため受贈するものでございます。

申請番号2番 稲波字北区、田1筆、2561㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号3番 八千石字八千石、田3筆、4,012㎡、申請番号4番 高田字沖、田1筆、293 ㎡についてでございますが、それぞれ受人が経営規模拡大のため受贈するものでございます。

申請番号5番 高田字古井戸、他1地区、田2筆、2,647㎡、申請番号6番 本新、田1筆、9,584㎡についてでございますが、それぞれ受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号7番 羽賀字遠原、畑2筆、18, 227 ㎡についてでございますが、受人が営農を開始するために買い受けするものございます。なお、新規取得者のため、営農計画書及び確認書が添付されております。

申請番号8番 押砂字前通、田1筆、287㎡についてでございますが、受人が自宅に隣接し耕作便利のため買い受けるものでございます。

申請番号9番 伊佐津字境田、田1筆、154㎡についてでございますが、受人が新規に畑をつくるため、受贈するものでございます。なお、新規取得者のため、営農計画書及び確認書が添付されております。

申請番号10番 伊佐部字伊佐部、田2筆、6,177㎡についてでございますが、受人が芝生の養生地として使用するため、解除条件付きで賃借権の設定をするものでございます。なお、新規取得者のため、営農計画書及び確認書が添付されております。

申請番号11番 東大沼字堂前、他2地区、田6筆、14,021㎡、申請番号12番 須賀津字須賀津、田4筆、8,723㎡、申請番号13番 椎塚字中郷、田3筆、2,943㎡、申請番号14番 浮島字上大須、他2地区、田9筆、8,387㎡についてでございますが農地中間管理機構が行う特例事業により、それぞれ受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号申請番号1番から14番までの説明は以上です。

- ○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、川島委員より報告をお願いいたします。
- ○18番(川島 昇君) 18番川島です。申請番号1番について、報告いたします。

3月2日に松田推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稲を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、耕運機1台を所有しております。農作業従事日数は150日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

- ○議長(根本 脩君) ありがとうございました。続きまして、申請番号2番について、宮本委員より報告をお願いいたします。
- ○6番(宮本信夫君) 6番宮本です。申請番号2番について、報告いたします。

3月1日に山口推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稲を栽培している認定農業者であります。農機具は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数は250日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

- ○議長(根本 脩君) ありがとうございました。 続きまして、申請番号3番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。
- ○17番(坂本富男君) 17番坂本です。申請番号3番について、報告いたします。

3月2日に風間推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稲を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、トラック2台を所有しております。農作業従事日数は300日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございました。

続きまして、申請番号4番、5番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○7番(篠﨑惣壽君) 7番篠﨑です。申請番号4番について、報告いたします。

3月6日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稲を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。引き続き、申請番号5番について、報告します。

3月6日に木村推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にサツマイモを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数は150日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございました。

続きまして、申請番号6番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○15番(山口和彦君) 15番山口です。申請番号6番について、報告いたします。

3月1日に板橋推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稲を栽培している農業生産法人であります。受人の農地所有適格法人要件は満たしております。 農機具の所有状況は、トラクター5台、田植機2台、コンバイン2台、乾燥機6台を所有しております。 調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と 考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございました。

続きまして、申請番号7番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11番(墳本典勇君) 11番墳本です。申請番号7番について、報告いたします。

3月6日に酒井推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は新しく農業を行う法人であり、栗、サツマイモの栽培をしようと計画しています。農機具はトラクター1台をリースしております。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございました。

続きまして、申請番号8番について、内田委員より報告をお願いいたします。

○14番(内田和新君) 14番内田です。申請番号8番について、報告いたします。

3月2日に大野推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稲を栽培している認定農業者であります。農機具は、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、耕運機2台を所有しております。農作業従事日数は360日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございました。

続きまして、申請番号9番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○12番(遠藤一行君) 12番遠藤です。申請番号9番について、報告いたします。

3月2日に海老原推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に自家野菜を栽培している農業者であります。農機具は、軽農具一式を所有しております。農作業従事日数は150日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございました。申請番号10番について、わたくし根本より報告いたします。

19番根本です。申請番号10番について、報告いたします。

3月7日に鳥羽推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は芝の養生を営んでいる法人であります。農機具の所有状況は、代表者がトラクター1台、軽トラック7台、芝刈り機8台、目砂散布機1台を所有しております。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、耕作されなくなった時には、賃借権を解除する条件付きで、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

申請番号11番から14番につきましては、茨城県農林振興公社の農地中間管理事業による特例事業の売買のため、調査報告は省略いたします。

○議長(根本 脩君) これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。 質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条(委員会)」申請番号1番から14番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程6 議案第2号 農地法第4条(知事)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第2号「農地法第4条(知事)」を議題といたします。事務 局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長(宮本祐司君) 26ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第4条(知事)」でございます。

申請番号1番 桑山字浦向、田3筆、0.59㎡についてですが、営農型太陽光発電施設として3年前に許可を受け、下部農地でサツマイモを栽培し、パネル設置のための支柱部分を一時的に転用していたものの期間満了により再申請するものでございます。転用期間は令和9年3月10日までの3年間で、別紙審査表のとおり農地転用許可基準に該当するものと考えられます。これで、議案第2号の説明を終わります。

- ○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、篠﨑惣壽委員より報告をお願いいたします。
- ○7番(篠﨑惣壽君) 7番篠﨑です。申請番号1番について、去る6日、木村推進委員と事務局で現 地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、下部農地で営農をしながら太陽光発電施設 として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしまし たが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許 可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。
- ○議長(根本 脩君) これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。 質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第4条(知事)」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可する ことに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程7 議案第3号 農地法第5条(知事)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第3号「農地法第5条(知事)」を議題といたします。申請番号1番につきましては、のちほど一括で審議いたしますので、申請番号2番から4番について事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長(宮本祐司君) 27ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条(知事)」でございます。

申請番号2番 江戸崎字石橋谷津、田1筆、771㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請人は、隣地で建材業を営んでおりますが、資材置場が不足していることから従業員駐車場を資材置場に変更し、申請地を許可無く従業員駐車場として造成したことにより、今回是正追認の申請に及んだものであり、始末書も提出されております。

申請番号3番 村田字馬場、畑1筆、635㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、550ワットパネル164枚設置。

申請番号4番 村田字里中、畑1筆、1,247㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、580 ワットパネル168枚設置。なお、申請番号3番、4番については、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、小売電気事業者との売電契約等を了しております。これで、議案第3号申請番号2番から4番の説明を終わります。

- ○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号2番について、宮本委員より報告をお願いいたします。
- ○6番(宮本信夫君) 6番宮本です。申請番号2番について、去る6日、清原推進委員と事務局で現 地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、駐車場用地として利用するものであり、周 辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。 以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。 よろしくご審議お願いいたします。
- ○議長(根本 脩君) ありがとうございました。申請番号3番、4番について、村山委員より報告をお願いいたします。
- ○10番(村山文雄君) 10番村山です。申請番号3番、4番について、去る6日、清原推進委員と 事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用 するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題

ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長(根本 脩君) これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。 質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「農地法第5条(知事)」申請番号2番から4番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第1号申請番号15番、議案第3号申請番号1番について、 いずれも所在と申請人が同一の、営農型太陽光発電施設設置の申請でありますので、一括議題といたし ます。事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長(宮本祐司君) 25ページをお開き願います。

議案第1号 申請番号15番 伊佐津字冨士台、畑1筆、1,039.74㎡についてですが、農地 法第3条、営農型太陽光発電施設設置のための地上権設定でございます。次に27ページをお開き願い ます。

議案第3号 申請番号1番 伊佐津字富士台、畑1筆、0.46㎡、市街化調整区域、土地改良区域内で農用地区域内の農地となります。申請人が営農型太陽光発電施設用地としてパネル設置のための支柱部分等を一時転用するものでございます。580ワットパネルを180枚設置し、下部農地でサツマイモを栽培する計画で経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。以上、議案第1号、申請番号15番及び議案第3号、申請番号1番の説明を終わります。

- ○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。議案第1号申請番号15番と議案第3号申請番号1番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。
- ○12番(遠藤一行君) 12番遠藤です。議案第1号、申請番号15番および議案第3号、申請番号 1番の営農型太陽光発電について、去る6日、海老原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、下部農地で営農をしながら太陽光発電施設として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。
- ○議長(根本 脩君) ありがとうございました。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。 (「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号申請番号15番、議案第3号申請番号1番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程8 議案第4号 現況証明(農委処分)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第4号「現況証明(農委処分)」を議題といたします。なお、申請番号4番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、後ほど審議いたします。申請番号1番から3番、5番、6番について、事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長(宮本祐司君) 28ページをお開き願います。

議案第4号「現況証明(農委処分)」

登記地目変更のための非農地証明書の交付6件でございます。

申請番号1番 四箇字酒井、畑1筆、188㎡についてですが、面積が小さく、形が不整形の農地であることから、今後耕作に供される見込みが無いとの申請になります。

申請番号2番 上馬渡字塩田、田1筆、49㎡についてですが、平成4年頃より宅地として利用されており、撮影年月日、平成6年11月9日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号3番 浮島字下茂呂、他1地区、田1筆、畑7筆、4,273㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号5番 本新、畑1筆、991㎡、についてですが、20年以上前より宅地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と顛末書が添付された申請になります。

申請番号6番 沼田字荒追、他2地区、畑4筆、2, 537㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。以上で議案第4号、申請番号1番から3番および5番、6番の説明を終わります。

- ○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、吉田委員より報告をお願いいたします。
- ○1番(吉田 武君) 1番吉田です。申請番号1番ついて、去る6日、飯塚委員と推進委員の原委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、面積が小さく、周囲の状況から見ても、今後、耕作される見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。
- ○議長(根本 脩君) ありがとうございました。

申請番号2番について、飯塚委員より報告をお願いいたします。

○16番(飯塚治正君) 16番飯塚です。申請番号2番について、去る6日、吉田委員と推進委員の 栗山委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、平成4年頃より宅地 として利用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第 2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

- ○議長(根本 脩君) ありがとうございました。
 - 申請番号3番について、黒澤委員より報告をお願いいたします。
- ○3番(黒澤克巳君) 3番黒澤です。申請番号3番について、去る6日、飯塚委員と推進委員の小貫委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であることから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。
- ○議長(根本 脩君) ありがとうございました。 申請番号5番について、坂本和夫委員より報告をお願いいたします。
- ○9番(坂本和夫君) 9番坂本です。申請番号5番について、去る6日、根本委員と推進委員の野口委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、20年以上前より宅地として利用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。
- ○議長(根本 脩君) ありがとうございました。 申請番号6番について、村山委員より報告をお願いいたします。
- ○10番(村山文雄君) 10番村山です。申請番号4番について、去る6日、村山委員と推進委員の 岡野委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、 周囲の状況から見ても耕作することは困難であることから、非農地と判断します。よろしくご審議お願
- ○議長(根本 脩君) これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。 質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「現況証明(農委処分)」申請番号1番から3番、5番、6番を採決いたします。本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第4号「現況証明(農委処分)」申請番号4番を議題といた します。本件は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に、足立委 員が該当いたしますので、13番足立委員の退室を求めます。

(足立委員退室)

それでは、事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

いします。

○農業委員会事務局係長(宮本祐司君) 29ページをお開き願います。

申請番号4番 上君山字栗山、畑1筆、502㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。以上で議案第4号、申請番号4番の説明を終わります。

- ○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員からの調査報告を墳本委員よりお願いいたします。
- ○11番(墳本典勇君) 11番墳本です。申請番号4番について、去る6日、村山委員と推進委員の 岡野委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、 周囲の状況から見ても耕作することは困難であることから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。
- ○議長(根本 脩君) これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。 質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「現況証明(農委処分)」申請番号4番を採決いたします。本案は、申請のと おり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。13番足立委員の入室を求めます。

(足立委員入室)

日程9 議案第5号 基盤強化法第19条 (農用地利用集積計画の公告)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第5号「基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)」 を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐(森田 勝君) 30ページをお開き願います。

議案第5号「基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)」についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(利用権設定)について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

新規設定が、63件、167筆、347, 689㎡、再設定が、23件、81筆、150, 442㎡ の利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

- ○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。 (「なし」との声あり)
- ○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)」を採決いたします。本 案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程10 議案第6号 農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第6号「農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐(森田 勝君) 79ページをお開き願います。

議案第6号「農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】」についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(利用権設定)について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

今回は、13件、56筆、139,201㎡についての利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

- ○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。 (「なし」との声あり)
- ○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第6号「農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程11 議案第7号 【機構転貸(中間管理権:基盤法)】農地中間管理事業法第18条7項(農用 地利用配分計画の公告)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第7号「【機構転貸(中間管理権:基盤法)】農地中間管理 事業法第18条7項(農用地利用配分計画の公告)」を議題といたします。事務局の説明をお願いしま す。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐(森田 勝君) 88ページをお開き願います。

議案第7号【機構転貸(中間管理権:基盤法)】農地中間管理事業法第18条7項(農用地利用配分計画の公告)についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(利用権設定)について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

再転貸が10件、56筆、115,258㎡の転貸計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

- ○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。 (「なし」との声あり)
- ○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第7号「【機構転貸(中間管理権:基盤法)】農地中間管理事業法第18条7項(農用地利用配分計画の公告)」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長(根本 脩君) 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、異議なしと認めます。 これをもちまして、令和6年3月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。 大変御苦労さまでございました。

午後3時閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根本 脩

1番委員 吉田 武

2番委員 篠崎文夫